

随意契約（相手方指定）調書

件名	東尾久運動場多目的広場改修工事基本修正設計業務委託	No.5100044
工（納）期	令和 8 年 2 月 2 7 日	
契約締結日	令和 7 年 4 月 2 1 日	
契約金額	5, 7 2 0, 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社森緑地設計事務所 (法人番号：4010401029699)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	東尾久運動場多目的広場改修工事基本修正設計業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社森緑地設計事務所 所在地 東京都港区芝五丁目26番30号 代表者 代表取締役 宮島 民男
特命理由	本件は、東尾久運動場多目的広場の改修に向けて、利用環境のさらなる向上を図るため、照明柱の設置高さの変更と、より安全性を担保できる基礎構造を検討するための修正設計を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、令和6年度に「東尾久運動場多目的広場改修工事基本設計業務委託」を一般競争入札において受託し、照明柱の設置及び人工芝敷設等の基本設計を実施した。 当該案件は、今後、早急に基礎の形状位置を決定し、その後の土壌調査等の環境局と協議に備える必要があるが、上記業者であれば、設計対象地の設計条件と状況を熟知し、設計意図を把握しているため、効率的かつ確実な履行が期待できる。 上記業者は、他官公庁においても本件と同様の業務の実績があり、令和6年度の履行状況も良好である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)